

農業者物価高騰対策緊急支援事業

物価高騰による負担増に直面する市内農業者への影響緩和と地域農業の維持を図るため、経営規模に応じた給付金を市から交付するとともに、農業生産に必要な不可欠な共同用水ポンプの電気料金に係る負担軽減を行います。

応募様式や募集期間等については、2月中旬から、農業振興課窓口や本HP、JA窓口などでお知らせします。

<事業の内容>

1 農業経営緊急支援給付金

①販売農家給付金

市内販売農家に対し定額の給付金を交付します。

給付額：10,000円/戸(定額)

※販売農家：販売額50万円以上又は経営耕地面積30a以上の農家

②地域農業担い手認定者加算給付金

担い手認定された農家に対し、令和5年度末の利用集積面積に応じた給付金を交付します。

給付額：300円/a(上限額：50,000円/戸)

※地域農業担い手認定者：令和5年度末の認定農業者(法・市)

<事業イメージ>

【給付金イメージ】

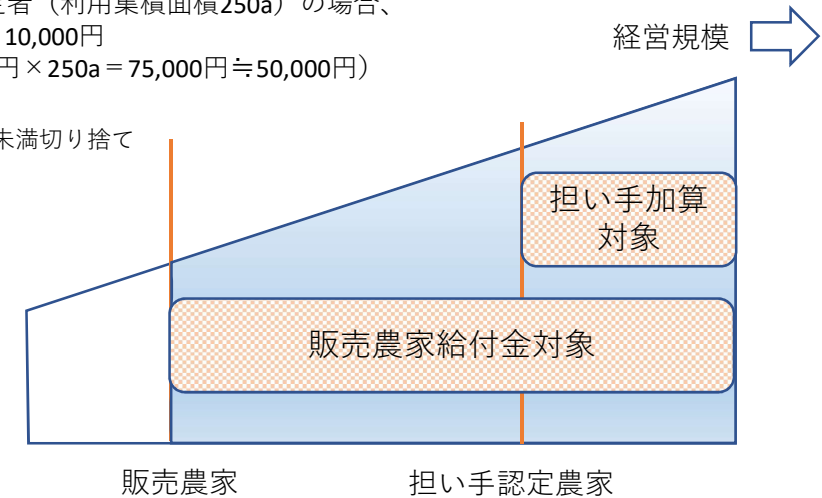
地域農業担い手認定者(利用集積面積250a)の場合、

①販売農家金：10,000円

+ ②加算金(300円×250a=75,000円≒50,000円)

= 60,000円

※加算金は千円未満切り捨て



2 農業用水共同ポンプ電気代緊急支援給付金

3戸以上で利用される共同ポンプについて、令和5年と3年の電気代との差額の一部を給付金として交付

給付金単価

(令和5年電気代－令和3年電気代) × 1 / 2

※電気代：4月～12月の合計

【給付金イメージ】

・ R3年電気代：300,000円

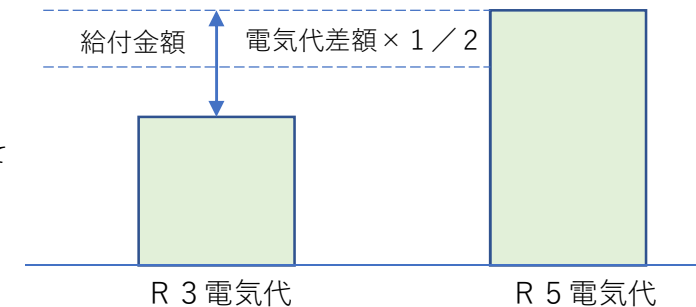
・ R5年 375,000円

・ 給付金額

(375,000円－300,000円) × 1/2

= 37,500円≒37,000円

※給付金は千円未満切り捨て



募集期間：令和6年2月中旬から6月下旬まで(予定)

問い合わせ先：八幡市役所建設産業部農業振興課
TEL(075)983-2703 mail:nougyo@mb.city.yawata.Kyoto.jp